

ふるさと自然の会 会長 川内野 善治 様

長崎県環境影響評価条例の改正について平成25年12月16日付けで要望書をいただき、12月26日付けで回答いたしました。これに対して平成26年2月4日付けで貴会から再度、要望書をいただいております。このことについて、所管をしている環境政策課長から、以下のとおりお答えさせていただきます。

今後とも、県政に対するご助言とご協力をお願い申し上げます。

平成26年2月24日

長崎県知事 中村 法道

今回の「長崎県環境影響評価条例の改正」について貴会からいただきました要望書について下記のとおりお答えします。

記

(1)「1. 環境保全の上で改正になるのか」の項について

【要望】・・・青文字が当会の要望や質問内容

対象規模未満での開発が多いのであれば、逆に対象規模面積を小さくすることによって、「自然資源や動植物の生息場が失われる」ことを防止すべきではないでしょうか。

即ち30ヘクタール未満の開発に対しても一定の規模を設定し、届け出を義務づけて環境アセスメントとは異なる形で環境配慮を求めることが出来るようにすべきではないでしょうか。

【要望】に対する回答・・・黒文字は県の回答

本県の環境影響評価条例は、九州各県のそれと比較しても、環境アセスメント対象事業規模は、かなり厳しい基準を設定しています。このような中、先にご説明しましたように、アセス対象規模未満の開発行為が散在する現状です。県ではその理由を、事業実施者の環境アセスに対する時間的かつ費用的に過大認識していることが大であると考えております。ここで問題視すべきは、事業実施者が、本当は一定規模以上の開発をしたいが多大な時間と費用への懸念からアセス逃れに走り、一定規模未満ぎりぎりの小規模開発を虫食い状に実施することです。したがって、仮に対象規模の縮小で規制強化を図っても、アセス逃れの開発は皆無とならないと考えています。このようなことから、県としては事業実施者に対し、アセス逃れの小規模志向から必要規模開発について、環境保全を意識して正当に検討していただきたいと考えています。したがって、対象規模未満の事業について届出を義務付けることは考えておりません。

なお、県では、「長崎県環境基本計画」のなかに環境配慮指針(主体別、事業別、地域別)を定め、事業規模の如何に関わらず、環境へ配慮いただくよう呼びかけています。

【質問】

今回の改正で「事業者が環境影響評価制度に取り組みやすく」なる仕組みは見えません。逆に「取り組まなくても良くなる」ということではないでしょうか。

「特に保全すべき地域を事業者、県民、行政が共有する」と言う箇所は、あらかじめ県が保全地域を定めると言う意味に受け取れ、定められた地域での開発にのみ環境アセスメントの実施を求めるということでしょうか。

そうすると重要なのは保全すべき地域の決め方ですが、誰がどのような手段で環境情報を得て、保全すべき地域の枠決めを行うのでしょうか。又3月改正までに保全地域が定まり、実用的な段階に達するのでしょうか。概要だけでもお聞かせ下さい。

県が予め環境配慮項目を明確にしている、事業者が開発の目的で届け出た地域の環境特性が分かっているなければ、環境アセスメントの要・否を判定できないのではないのでしょうか。また、開発対象となる土地だけでなく、周辺地域への影響も考えるべきです。

このような場合は環境アセスメントの要・否の判定のために環境調査を実施する必要があると思いますが、このような場合は誰がどの程度の環境調査をするのでしょうか。

【質問】に対する回答

お見込みのとおり、県ではアセスの要・不要の判定に必要な自然環境情報や社会環境情報を整備して、予め保全すべき可能性が高い地域を指定したいと考えており、**そのための予算を平成26年度に要求いたしました。**

判定の実施については、条例改正後、1年以内に施行することとしておりますので、それまでに、判定基準についても、県の環境審議会で内容を検討いただくこととしております。

***黄色の網掛けは回答の問題点です。**

1年で予め保全すべき可能性が高い地域の抽出が出来るか疑問。・・・赤文字は回答に対する疑問や問題点です。

ちなみに、国や判定手続を導入している自治体の判定基準は、事業実施区域またはその周囲について、**代表的な項目は以下のとおりです。**

●学校、病院、住居集合地域や**人為的な改変をほとんど受けていない自然環境など環境影響を受けやすい対象がある地域**

***人為的な改変を殆ど受けていない地域は長崎県にはありません。**

●自然公園、鳥獣保護区、世界遺産の区域など環境保全法令等の指定地域等

***自然公園は県立自然公園を含むのか？**

●大気、水質、騒音の環境基準未達成など環境が既に著しく悪化している地域**このような要件に該当する場合、「環境影響が著しいものとなるおそれがあると認める」と規定しており、本県の場合も、これを参考に検討していくことになると思います。**

前段のとおり平成26年度から環境情報を順次整備して、基本的には、既存する県内の自然環境情報や社会環境情報を収集・整理する予定です。

その中で、社会情勢等を総合的に判断して、**特に、近々に「開発の可能性が高い」と判**

断される地域については、自然環境の現地調査を重点的に実施して情報を補完することとしています。

(2)「2. 各種の環境保全関係計画との整合性」の項について

【要望】

手間のかかる従来の環境アセスメントに代わり、簡易に実施できる判定制度を導入するのであれば、現行の「30ヘクタール以上の開発」を対象としても目的は十分に達せられるはずです。なぜ県単位で国並みの100ヘクタールまで環境アセスメントを不必要とする面積を拡大する必要があるのですか。

ちなみに、九州各県の環境影響評価に関わる土地開発の規模要件としては、佐賀県35ヘクタール・熊本県50ヘクタール・宮崎県50ヘクタール・鹿児島40ヘクタール・福岡県50ヘクタール以上と条例で定められています。

これに比べると今回の改正での100ヘクタールというのは突出しています。十分な説明をお願いします。

判定制度を取り入れた場合は環境アセスメントと異なり、住民（県民）が開発に関する情報を得ることが出来なくなるのではないのでしょうか。

そうであれば、今回の改正は事業者にのみ有利な仕組みとなります。環境影響評価制度の下では事業者が調査、予測、評価を行い、その結果が公表され、これに対して住民（県民）は意見を述べる仕組みが確保されていますが、判定制度となった場合でも、住民（県民）が意見を述べる機会を保証すべきです。そうでない限り今回の改正は住民（県民）にとって極めて不利益となるもので、住民の知らない間に環境の破壊が進んで行くことになります。

判定制度で環境アセスメントが不要となり、開発が実施された後に環境に悪影響を与えたことが分かった場合でも、その後の判定は前例に準じてなされると思います。判定がパターン化されないための仕組みを作るべきです。

さらに、判定が正しかったか検証し、その結果を誤判定を防ぐ仕組み作りに生かすことが必要ですがどのような対策を取られるのでしょうか。

環境影響評価技術指針は今回の条例改正に伴ってどのように変更されるのかお聞かせ下さい。

30ヘクタール以上、とりわけ75～100ヘクタール規模での開発は民間開発より、地方自治体が工業団地等の開発として行うことが殆どだと考えられます。

判定制度では、判定する側や意見を述べる市町が事業者となることが考えられ、制度そのものが問題となります。

このような場合はどのようにして判定に、中立性を持たせるのでしょうか。

今回の条例改正に伴うパブリックコメントは改正の内容が県民に十分に伝わったとは思えません。質問はできても意見を述べにくい内容でした。なぜこのような内容で県民に意見を求めたのか、その理由をお聞かせ下さい。また、今回のパブリックコメントに何通の意見が寄せられたのかお聞かせ下さい。

要望書は知事宛に送っていますので、回答書には知事が確認した旨の公印を必ずお願いします。なお、前回の要望書の回答も再交付をお願いします。これが出来ない場合はその理由を詳しくお聞かせ下さい。

【要望】に対する回答

お見込みのとおり、国は、75～100haの開発規模について、環境影響評価法に定める「第2種事業」の対象としています。法は、「第2種事業」について、環境アセスメントを義務づけている「第1種事業」に準ずるものと定め、手続きを行なうか。どうかを知事の意見も参考に個別に判断することとしています。これにより、アセス不要となった事例は、発電所リプレイス計画が2件、風力発電が1件、航路泊地が1件、となっています。

しかしながら、現行の県条例では、第2種事業で国がアセス不要と判断した事業であっても、無条件に環境アセスメントの手続きを求める制度となっています。この矛盾を整理した今回の改正となっています。

また、判定にあたっては、当該事業の環境への影響が大きいことが前提となり、一律にアセス不要とするものではありません。

アセス要・不要を判定する場合は、**住民の代表として関係市町長の意見を聴きます**。さらに、先に整備を進める環境情報や必要により実施する現地調査を踏まえ、**各分野の専門家の意見を聴く体制**となることから公正公平な判断が下されるものと認識しています。したがって、「環境影響が著しいものとなるおそれがある」と認める事業はアセスが実施されるため、環境への配慮につながると考えます。

*** これまでのアセスメントでは住民が開発に意見を言えたが、改正では住民は意見を述べられなくなる。**

*** 各分野の専門家が中立的な意見を持った人が選ばれるとは限らない。**

判定にあたっては、その判断基準となる項目を国や先進自治体を参考にするとともに、判定基準について県の環境審議会でも検討していただくことで、公平性の高いものになると判断しています。さらに、実際の判定作業にあたっては、恣意的意向を排除するため、関係市町長や専門家等のご意見を聴き、適正に運用します。

技術指針については、条例改正後、1年以内に施行規則において判定の基準を定めることとしており、その中で必要な情報を整理することとしています。

お見込みのとおり、国、県及び市町が事業実施者たる場合を否めません。しかしながら、行政組織は各分野毎に各々の立場の長として意見を述べます。例えば、市町長が工業団地造成の事業者とした場合に、意見を述べるときは、住民代表たる首長の立場で意見を付し

ます。加えて、第三者機関となる専門家の意見も聴くため、中立性が確保され则认为しています。

*** 事業者が当該事業に対し意見を言う場合は、開発側の意見となってしまう。**

長崎県政策県民参加制度（パブリックコメント）実施要綱は、条例改正などにあたり、その目的、考え方や方向性が公表できる程度に具体化した段階で公表し、県民から意見を求めることとなっており、今回の環境影響評価条例改正もこれに沿って公表しました。

そのため、貴方様が危惧されているような、誰が、どんな基準で、どのように判定するのか等の詳細かつ具体的な手法は公表していません。

前段でも述べましたように、今後、判断基準について県の環境審議会で検討していただき、意見を聴いたうえで、最終的には施行規則で決定する予定ですので、今回のパブリックコメントの時点ではお示しできませんでした。

今回のパブリックコメントには、12の個人・団体から延べ69件のご意見をいただき、募集結果（ご意見への回答）を2月14日から県のホームページに公開しておりますのでご覧ください。なお、同趣旨の意見は集約し、26件の意見として取りまとめてご回答申し上げます。

いただいた要望書については、知事への報告を含め、所定の手続きに従って取り扱っております。

以上いただいた要望書へご回答いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

長崎県環境部次長 濱田 尚武(環境政策課長事務取扱)